

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ななお・なかのと就労支援センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県七尾市万行町5部129番地18に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、障害者の就労支援に関する事業を行い、もって障害者福祉の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 障害者若しくは就労困難者への就労支援に関する、情報提供、普及、啓発、育成
- (2) 障害者若しくは就労困難者への就労支援に関する調査、研究
- (3) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。



- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上3名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。



(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第25条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第26条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)



第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

石川県七尾市大和町チ部28番地2

瀧川 嘉明

石川県七尾市能登島向田町121部21番地1

高橋 正浩

石川県七尾市藤橋町ソ部2番地1

山岸 充

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 石川県七尾市大和町チ部28番地2

瀧川 嘉明

設立時理事 石川県七尾市能登島向田町121部21番地1

高橋 正浩

設立時代表理事 石川県七尾市大和町チ部28番地2

瀧川 嘉明

設立時監事 石川県七尾市藤橋町ソ部2番地1

山岸 充

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。



以上、一般社団法人なお・なかのと就労支援センターを設立するため、設立時社員、瀧川嘉明、高橋正浩、山岸充の定款作成代理人である司法書士津田晃は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和1年7月1日

石川県七尾市大和町チ部28番地2

瀧川 嘉明

石川県七尾市能登島向田町121部21番地1

高橋 正浩

石川県七尾市藤橋町ソ部2番地1

山岸 充

上記設立時社員の定款作成代理人

石川県七尾市藤橋町申部54番地1

司法書士 津田 晃





同一の情報の提供

提供の日付： 令和元年 7 月 1 日

公証人： 22030004 奥田哲也



所属法務局： 金沢地方法務局

公証役場： 七尾公証役場

石川県七尾市藤橋町戌部 2 6 番地 1

請求対象の登簿管理番号： 19-2203000402000215

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 令和元年 7 月 1 日

請求対象の処理公証人： 22030004 奥田哲也

所属法務局： 金沢地方法務局

公証役場： 七尾公証役場

石川県七尾市藤橋町戌部

2 6 番地 1

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。